

騒音規制法の規制対象
施設の在り方について
(中間報告)

平成8年11月28日

中央環境審議会騒音振動部会
騒音未規制施設専門委員会

騒音規制法の規制対象施設の在り方について 中間報告

平成 8 年 1 1 月 2 8 日
中央環境審議会騒音振動部会
騒音未規制施設専門委員会

平成 8 年 7 月 2 5 日付け諮問第 3 9 号により中央環境審議会に対し諮問のあった「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」については、騒音規制法に基づく規制に関し、近年の騒音に係る苦情等の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るため、同法の規制対象となる工場・事業場に係る特定施設の在り方について、同審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会において検討することとされた。

本専門委員会では、環境庁内に平成 5 年より設置された検討会における、規制対象施設への追加を含む未規制施設等の対策についての基本的な考え方や優先して検討すべき施設、さらには規制対象施設に追加すべき施設等についての検討内容を踏まえ、調査審議を行った。

その結果、今後、早急に騒音規制法の規制対象施設に追加すべき施設及び規制対象施設への追加を含む対策を行う必要のある施設等について検討結果を得たので、中間報告する。

1 背景

(1) 騒音規制法の規制対象施設

騒音規制法は昭和 4 3 年に制定された。法の規制対象となる特定施設は「著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの」（別紙 1）であり、法の制定当時に 1 1 種 2 6 の施設が対象となった（別紙 2）。

その後、新たに追加された施設はない。

(2) 苦情の状況

騒音苦情は、昭和 4 3 年の騒音規制法の施行後、減少傾向をたどっているとはいえ、なお年間約 1 5 千件に達し、典型 7 公害中最多である。その騒音苦情の中で、工場・事業場は約 6 千件であり、全体の 4 割程度を占めている（別紙 3）。

2 規制対象施設の追加を行うことの必要性

昭和 4 0 年代には、法の規制対象となる特定施設に係る苦情は工場・事業場の騒音に係る苦情全体の 1 / 2 を占めていたが、近年では規制法による対策が進んできた結果、1 / 4 をカバーするに過ぎなくなり、逆に未規制のものに係る苦情が 3 / 4 を占める状態となっている。

このため、騒音に係る苦情等の実態に的確に対応し、生活環境の保全を図るとともに、事業者及び周辺住民の公平性確保の観点も含め、法規制を有効適切に施行・運用する立場から、規制対象施設の追加を図ることが必要である（別紙 4）。

3 未規制施設の状況

環境庁が平成7年に実施した地方公共団体へのアンケート調査により集計・整理した平成6年度の苦情の内訳（一部推計値）は別紙5のとおりである。

このうち、法規制対象施設以外の苦情対象となる施設を大きくグループ分けすると次のようになる。

（1）未規制施設（概ね全体の20数％程度）

- ① 施設としての特定が可能であり、主として工場・事業場に設置して使用されているもの
- ② 施設としての特定が可能ではあるが、いわゆる工場・事業場以外にも市街地の小規模事業所や個人住宅で使用されているもの（設置の状況が多様）

（2）現行特定施設のすそ切り未満のもの（概ね11～12％程度）

（3）その他（概ね40％程度）

- ① 人の作業等に付随して発生するもの（打撃等の作業音、資材搬入、人の会話等）
- ② 資材の運搬等車の出入りにより発生するもの（トラックの出入り、運送業等）
- ③ その他（事務所等からのサイレン等）

以上のように、苦情の発生源・形態は非常に多様である。

4 規制対象施設の追加等に関する検討結果

（1）早急に騒音規制法の規制対象施設に追加すべき施設

騒音規制法の規制対象施設への追加に当たっての選定に関する基本方針は、原則として、以下によることとした。

① 規制対象とする施設の選定基準

ア 主として屋内で使用される施設については、騒音レベルが1m離れた地点で概ね80dB以上であること。また、主として屋外で使用される施設については1m離れた地点で概ね70dB以上であること。

イ 当該施設に係る苦情件数が多いこと（工場・事業場に係る苦情の概ね1％以上）。

ウ 当該施設を条例規制の対象としている地方公共団体が多いこと（都道府県・指定都市のうち概ね10以上）。

エ 当該施設の設置数が全国的にみて多いこと（概ね1万台以上）。

② すそ切りの考え方

当該施設の中で上記①アの基準に該当するものが一部である場合には、原則として同基準を超える定格出力をもってすそ切りを行う。また、この場合、多くのものが当該基準を超えるレベルとする。なお、すそ切りの値は各地方公共団体の条例規制の状況も考慮する。

また、当該施設を規制対象施設に追加する際には、以下を考慮事項とした。

- 当該施設の設置状況（設置場所等）
- 苦情の発生原因
- 当該施設の技術的動向等（低騒音化等）
- 当該施設の有効な防音対策の有無

なお、当該施設に該当するかどうかについては、原則として「日本標準商品分類（総務庁編）」に基づき整理することとした。

以上の考え方により検討した結果、「切断機（といしを用いるものに限る。）」については、通常工場・事業場で使用されるもので、施設としての特定も容易であり、定格出力の如何にかかわらず騒音レベルが高く、苦情も多いなど基本方針の全ての要件を満たしていること等から、早急に規制対象施設に追加することが適当である（別紙6）。

なお、追加対象となる施設は、工場・事業場に設置されるもの（移動型のものをボルト等により固定して設置するものを含む。）である。

（2）規制対象施設への追加等について更に検討が必要な施設

ボイラ、冷凍機及び冷却塔（クーリングタワー）については、苦情が発生している施設には（1）の基本方針の全ての要件を満たしているものもあるが、定格出力が小さく同方針の要件を満たしていないものも含まれていること、考慮事項について更に調査検討が必要であること等から、今回の追加対象とはせず、規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある。

これらについては、今後、当該施設が設置されている工場・事業場の種類、割合及び規模（定格出力）、最近の当該施設の騒音レベル等について測定データを増やす等の数多くの詳細で必要な調査を行い、規制効果の高い方策の検討を行う必要がある。

（3）今後の検討に当たっての課題

騒音苦情の原因となる発生源は非常に多様であり、苦情の発生原因として、住居と工場・事業場との混在（近接）、施設の設置場所が敷地境界に近接、十分な防音対策が施されていないといったケースもある。

このため、今後規制対象施設の追加等に当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。

●騒音規制法

(昭和四三・六・一〇)
法律 九 八

改正 昭四五法律一八・法律一〇八・法律一三五・昭四六
法律八八・平六法律四二・平七法律七五

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項に規定する鉱山を除く。以下同じ。)に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

(中略)

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

騒音規制法の特設施設及び特定建設作業

騒音規制法施行令

別表第1

1 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。）
 - ヘ セン断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーミングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のを除く。）
 - ヌ タンブラー
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）

ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

7 木材加工機械

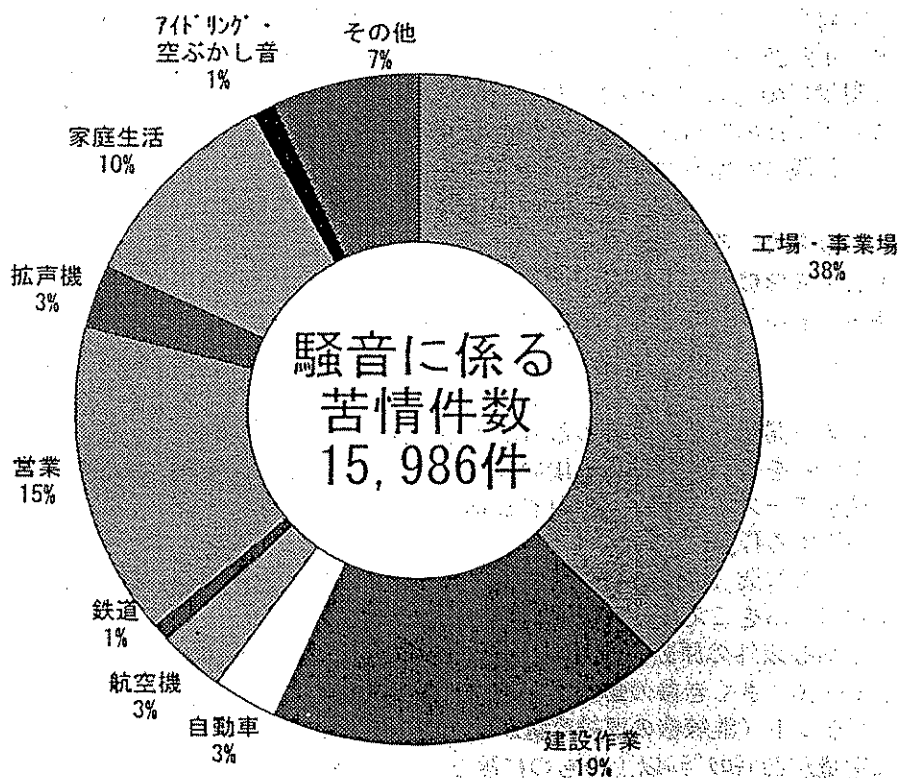
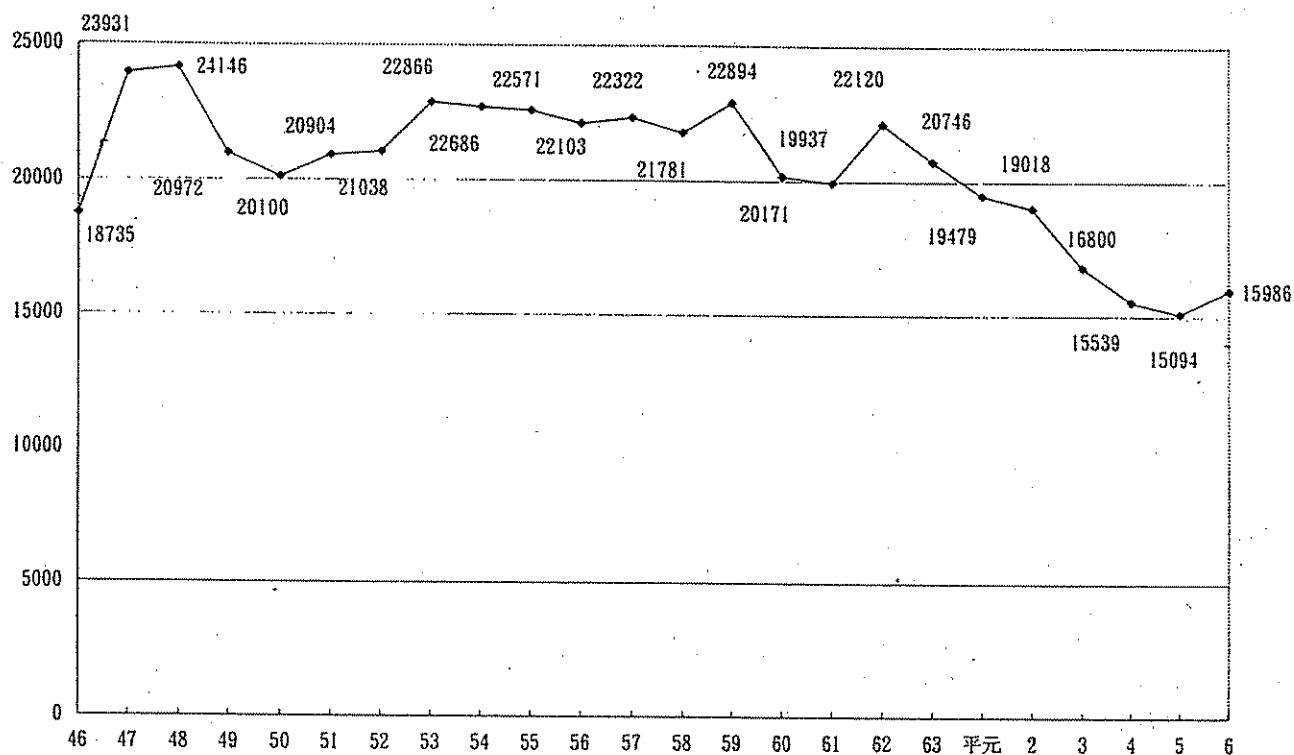
- イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ハ 砕木機
 - ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表第2

（当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。）

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びよう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）

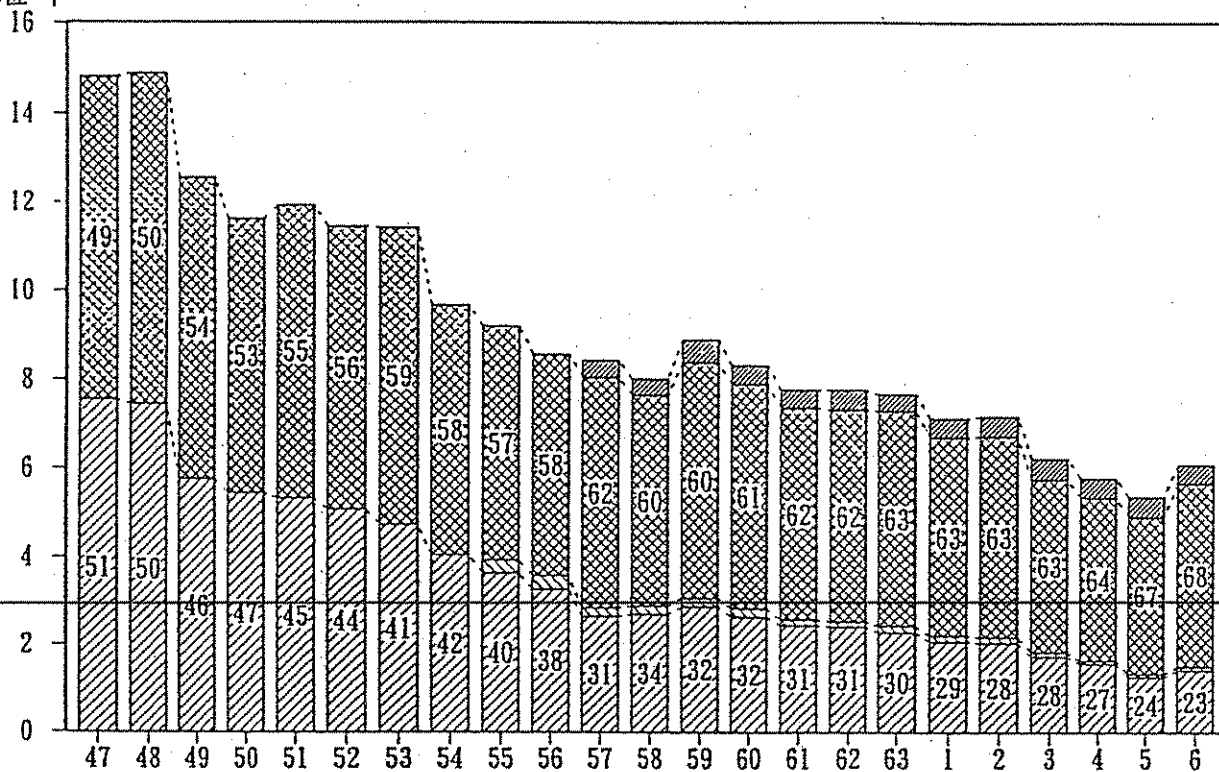
騒音苦情件数の推移



(平成6年度騒音規制法施行状況調査)

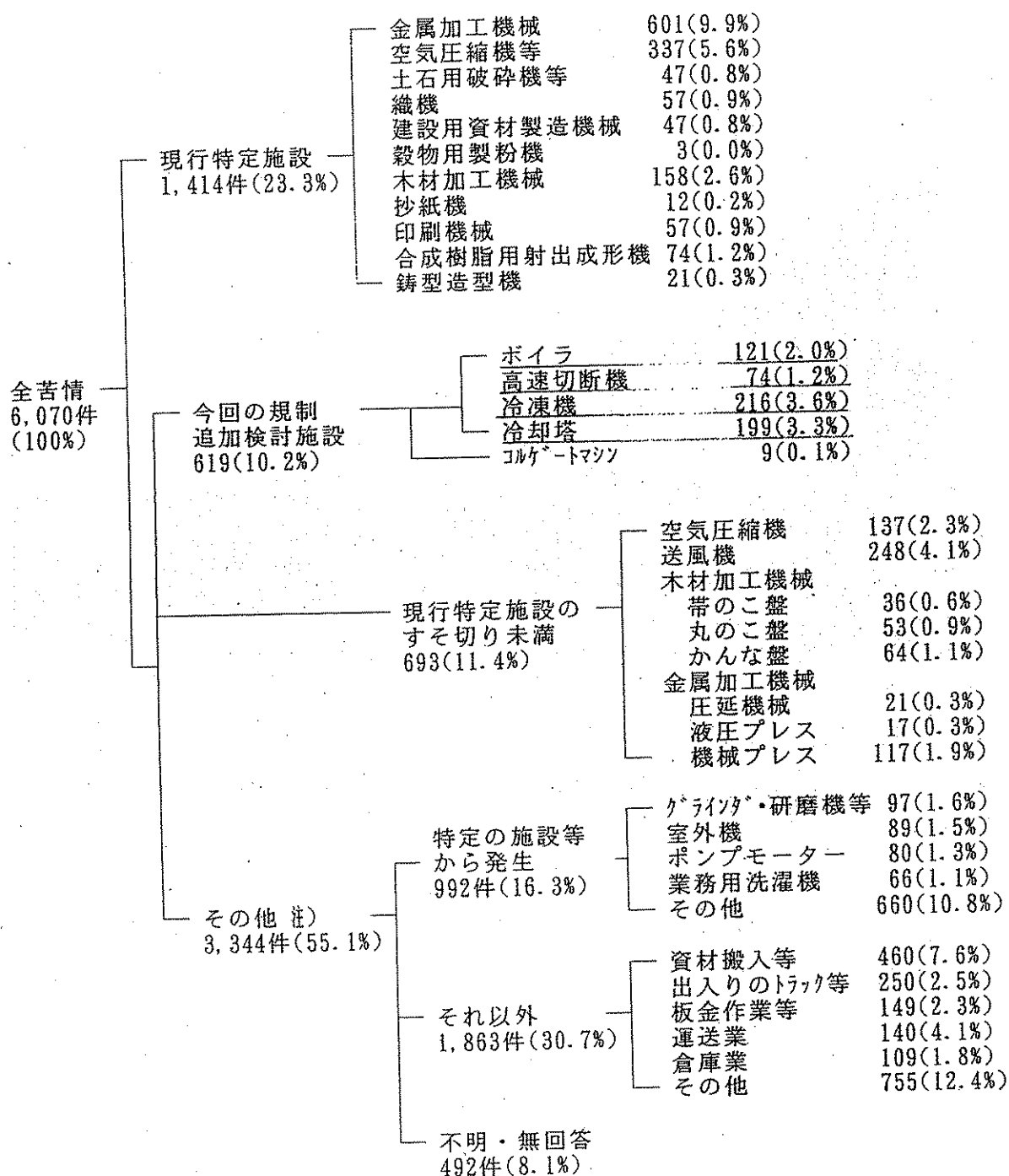
工場・事業場による騒音苦情件数の推移

単位・千



指定地域特定施設 指定地域外特定施設
 指定地域未規制施設 指定地域外未規制施設

工場・事業場に係る騒音苦情の内訳（平成 6 年度）



注) 「その他」の苦情内訳については、東京都および12政令市での調査結果から推計したものの。

切断機（といしを用いるもの）

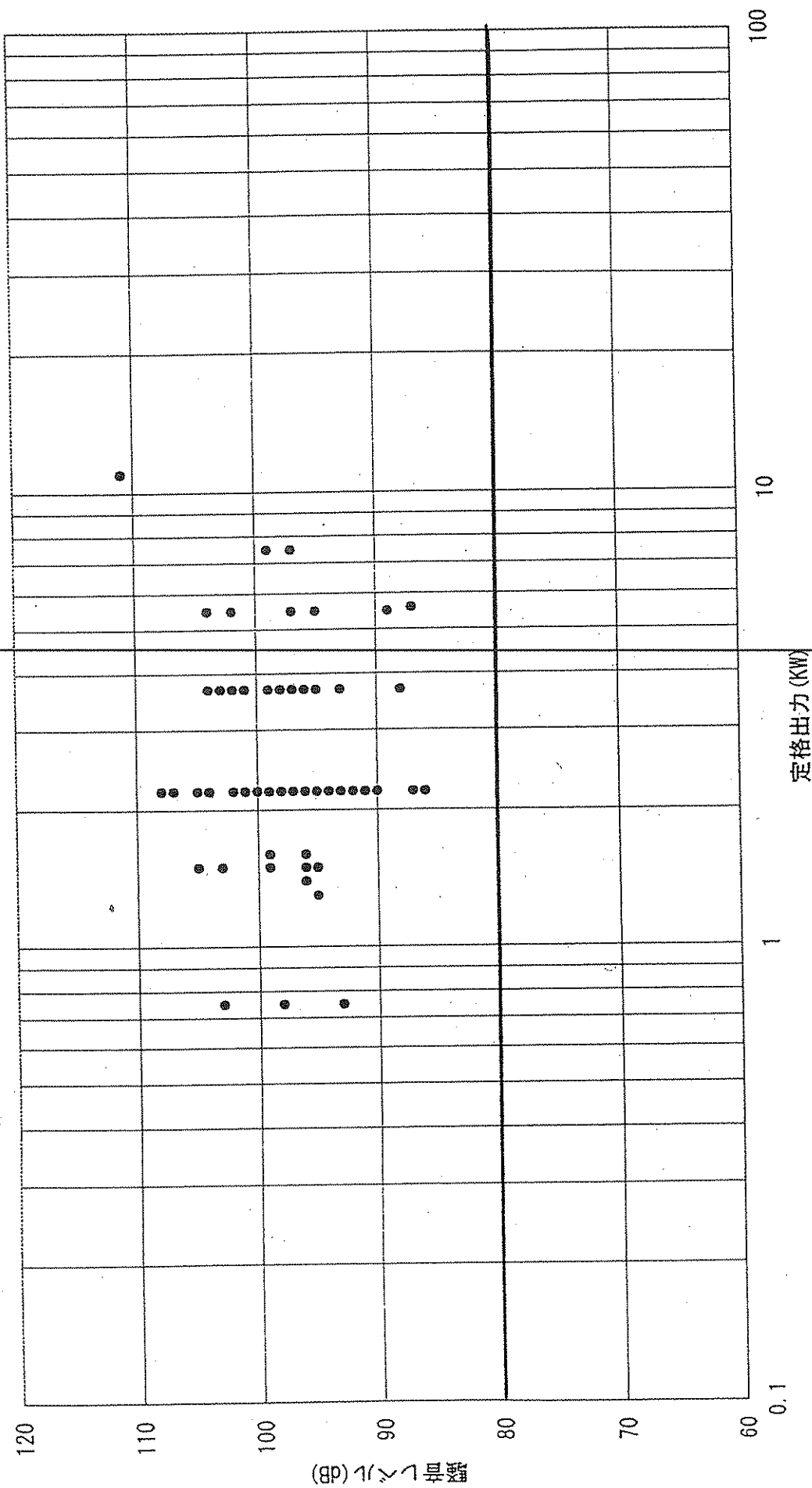


図 定格出力と騒音レベルの関係

○ 切断機（といしを用いるもの）の追加検討事項

1 環境庁実態調査（S 6 1～H 2 年度）

環境庁実態調査の結果を基にいくつか追加検討（再整理）を行った。

（1）使用状況調査

実態調査を行った施設が現在も使用されているか調査したところ 4 5 % の施設が現在も使用されていた。

（2）設置状況

実態調査を行った切断機の内約 6 割が移動可能なもの、約 3 割が移動可能な切断機を固定して設置しているもの、約 1 割が固定して使用するものであった。

（3）規制基準との対比

規制区域内で測定された事例の内、昼間の規制基準値を超過している事例は約 5 0 % あった（測定を行った自治体の測定当時の規制基準値と対比）。

2 環境庁追加調査（H 8 年度）

環境庁が本年度行った調査の結果の概要は以下のとおりである。

（1）自治体の過去 5 年間の苦情対応状況等に関する調査

苦情の発生しているレベルについて敷地境界で測定を行った事例は 4 例あり、平均 78. 3dB であった。各測定値は、72dB、75dB、80dB、86dB であった。

（2）騒音レベルに関する調査

本年度切断機（といしを用いるもの）の騒音レベルについて追加調査を行った。その結果得られた定格出力と騒音レベルの関係を図に示す。環境庁実態調査当時と同様に騒音レベルは高く、全て 80dB を越えている。施設の製造年は不明なものもあるが、古いもので 1986 年製造、新しいもので 1995 年製造、また使用年数 10 年以内の比較的新しい施設が多かった。

表 切断機の製造年と使用年数（H 8 調査）

製造年	使用年数
1 9 9 5 年	1 年
1 9 8 9 年	7 年
1 9 8 8 年	8 年
1 9 8 7 年	9 年
1 9 8 6 年	10 年
1 9 8 6 年	10 年
不明	不明
不明	不明

切断機（といしを用いるもの。H 8 測定）

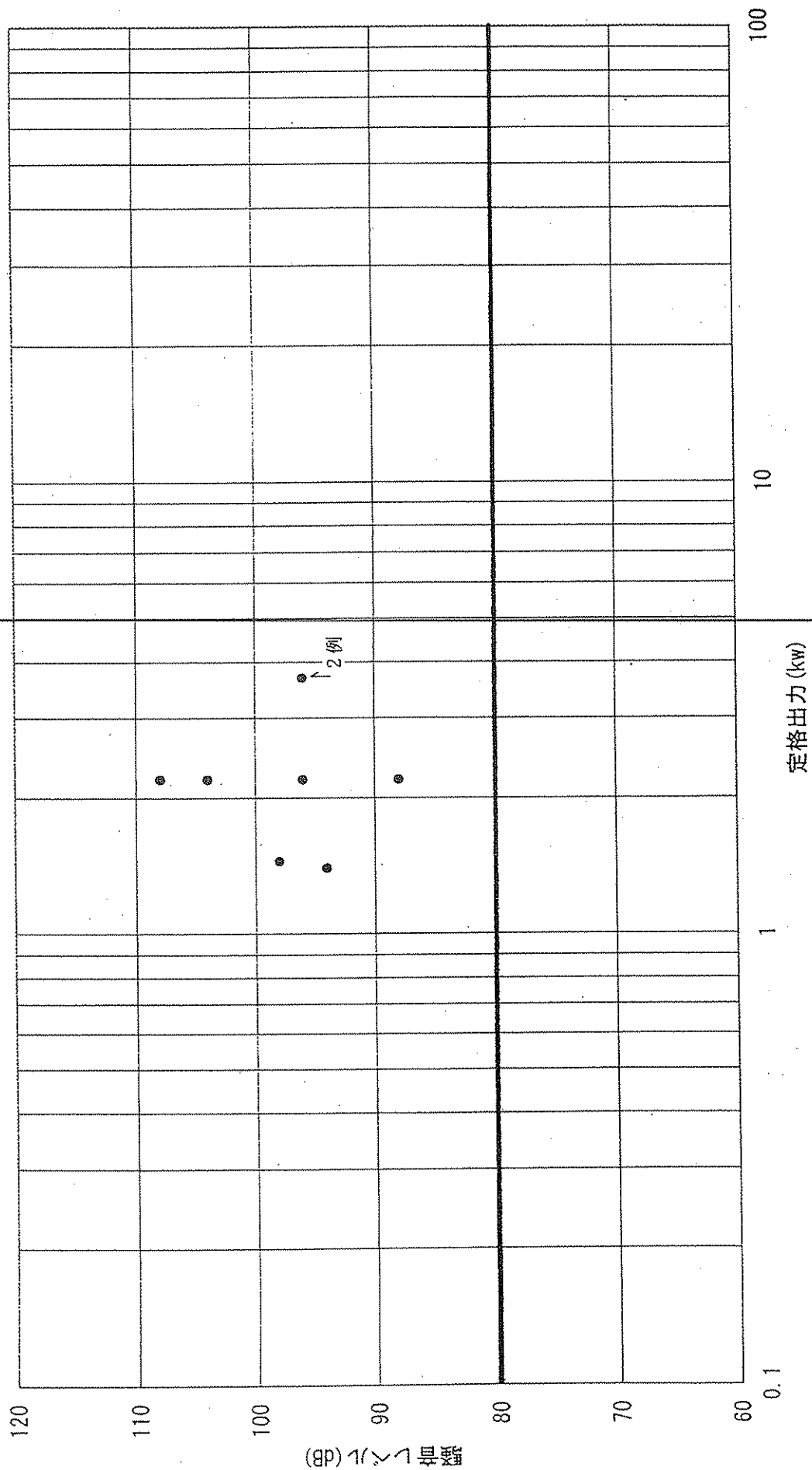


図 定格出力と騒音レベルの関係（H 8 調査）

